

小樽市共生型訪問型サービス(独自)サービスコード表 (小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱訪問型サービス費(2)の(1)指定居宅介護事業所が行う場合×100%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型独自サービス/211	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割	1. 176単位 日割りの場合	39	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス/212	(2) 1週に2回程度の場合	2,349	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割	2. 349単位 日割りの場合	77	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス/213	(3) 1週に2回を超える程度 の場合	3,727	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割	3.727単位 日割りの場合	123	1日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割	日割りの場合	1単位減算	-1
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212	(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算	-23
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割	日割りの場合	1単位減算	-1
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213	(3) 1週に2回を超える程度 の場合	37単位減算	-37
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割	日割りの場合	1単位減算	-1
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211日割	日割りの場合	1単位減算	-1
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212	(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算	-23
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212日割	日割りの場合	1単位減算	-1
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213	(3) 1週に2回を超える程度 の場合	37単位減算	-37
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213日割	日割りの場合	1単位減算	-1
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ロ 初回加算	200単位加算	200
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ/2	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ/2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算/2	ニ 口腔連携強化加算	50単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」、は支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」
 「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 ※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算、
 は、すべてのパターンで使用されるサービスコードのため、サービスコードは共通となります

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

小樽市共生型訪問型サービス(独自)サービスコード表 (小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱訪問型サービス費(2)の(2)指定居宅介護事業所が行う場合×70%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1131	訪問型独自サービス/311	(1) 1週に1回程度の場合 1176単位 × 70% = 823単位	823	1月につき
A2	2131	訪問型独自サービス/311日割	823単位 日割りの場合 27単位	27	1日につき
A2	1231	訪問型独自サービス/312	(2) 1週に2回程度の場合 2349単位 × 70% = 1644単位	1,644	1月につき
A2	2231	訪問型独自サービス/312日割	1,644単位 日割りの場合 54単位	54	1日につき
A2	1341	訪問型独自サービス/313	(3) 1週に2回を超える程度 の場合 3727単位 × 70% = 2609単位	2,609	1月につき
A2	2341	訪問型独自サービス/313日割	2,609単位 日割りの場合 86単位	86	1日につき
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311	(1) 1週に1回程度の場合 8単位減算	-8	1月につき
A2	C240	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311日割	日割りの場合 1単位減算	-1	1日につき
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312	(2) 1週に2回程度の場合 16単位減算	-16	1月につき
A2	C233	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312日割	日割りの場合 1単位減算	-1	1日につき
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313	(3) 1週に2回を超える程度 の場合 26単位減算	-26	1月につき
A2	C235	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313日割	日割りの場合 1単位減算	-1	1日につき
A2	D231	訪問型独自業務継続計画未策定減算/311	(1) 1週に1回程度の場合 8単位減算	-8	1月につき
A2	D240	訪問型独自業務継続計画未策定減算/311日割	日割りの場合 1単位減算	-1	1日につき
A2	D232	訪問型独自業務継続計画未策定減算/312	(2) 1週に2回程度の場合 16単位減算	-16	1月につき
A2	D233	訪問型独自業務継続計画未策定減算/312日割	日割りの場合 1単位減算	-1	1日につき
A2	D234	訪問型独自業務継続計画未策定減算/313	(3) 1週に2回を超える程度 の場合 26単位減算	-26	1月につき
A2	D235	訪問型独自業務継続計画未策定減算/313日割	日割りの場合 1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算/3	ロ 初回加算	200単位加算	200
A2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ/3	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ/3		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6122	訪問型独自サービス口腔連携強化加算/3	ニ 口腔連携強化加算	50単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の270/1000 加算	1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の287/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の249/1000 加算	
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の266/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の207/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の170/1000 加算	

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、は支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」
 「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 ※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算、
 は、すべてのパターンで使用されるサービスコードのため、サービスコードは共通となります

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

小樽市共生型訪問型サービス(独自)サービスコード表 (小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱訪問型サービス費(2)の(3)重度訪問介護事業者等が行う場合×93%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1141	訪問型独自サービス/411	(1) 1週に1回程度の場合 1176単位 × 93% = 1094単位	1,094	1月につき
A2	2141	訪問型独自サービス/411日割	1. 094単位 日割りの場合 36単位	36	1日につき
A2	1241	訪問型独自サービス/412	(2) 1週に2回程度の場合 2349単位 × 93% = 2185単位	2,185	1月につき
A2	2241	訪問型独自サービス/412日割	2. 185単位 日割りの場合 72単位	72	1日につき
A2	1351	訪問型独自サービス/413	(3) 1週に2回を超える程度 の場合 3727単位 × 93% = 3466単位	3,466	1月につき
A2	2351	訪問型独自サービス/413日割	3.466単位 日割りの場合 114単位	114	1日につき
A2	C241	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/411	(1) 1週に1回程度の場合 11単位減算	-11	1月につき
A2	C250	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/411日割	日割りの場合 1単位減算	-1	1日につき
A2	C242	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/412	(2) 1週に2回程度の場合 21単位減算	-21	1月につき
A2	C243	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/412日割	日割りの場合 1単位減算	-1	1日につき
A2	C244	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/413	(3) 1週に2回を超える程度 の場合 34単位減算	-34	1月につき
A2	C245	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/413日割	日割りの場合 1単位減算	-1	1日につき
A2	D241	訪問型独自業務継続計画未策定減算/411	(1) 1週に1回程度の場合 11単位減算	-11	1月につき
A2	D250	訪問型独自業務継続計画未策定減算/411日割	日割りの場合 1単位減算	-1	1日につき
A2	D242	訪問型独自業務継続計画未策定減算/412	(2) 1週に2回程度の場合 21単位減算	-21	1月につき
A2	D243	訪問型独自業務継続計画未策定減算/412日割	日割りの場合 1単位減算	-1	1日につき
A2	D244	訪問型独自業務継続計画未策定減算/413	(3) 1週に2回を超える程度 の場合 34単位減算	-34	1月につき
A2	D245	訪問型独自業務継続計画未策定減算/413日割	日割りの場合 1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4031	訪問型独自サービス初回加算/4	□ 初回加算	200単位加算	200
A2	4033	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ/4	ハ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4032	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ/4	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6132	訪問型独自口腔連携強化加算/4	ニ □口腔連携強化加算	50単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算 (1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算	1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算	
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算	

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、は支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」
 「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 ※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算、
 は、すべてのパターンで使用されるサービスコードのため、サービスコードは共通となります

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

小樽市共生型通所型サービス(独自)サービスコード表(小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱通所型サービス費(2)の(1)指定居宅介護事業所が行う場合×93%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
A6 1311	通所型独自サービス/311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)1,672単位	1,798 × 93%	1,672単位	1月につき
A6 1312	通所型独自サービス/311日割		日割の場合	55単位	55	1日につき
A6 1321	通所型独自サービス/312	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)3,368単位	3,621 × 93%	3,368単位	1月につき
A6 1322	通所型独自サービス/312日割		日割の場合	111単位	111	1日につき
A6 C231	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)		17単位減算	-17 1月につき
A6 C232	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/311日割		日割の場合	1単位減算	-1	-1 1日につき
A6 C233	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/312	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)		33単位減算	-33 1月につき
A6 C234	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/312日割		日割の場合	1単位減算	-1	-1 1日につき
A6 D231	通所型独自業務継続計画未策定減算/311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)		17単位減算	-17 1月につき
A6 D232	通所型独自業務継続計画未策定減算/311日割		日割の場合	1単位減算	-1	-1 1日につき
A6 D233	通所型独自業務継続計画未策定減算/312	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)		33単位減算	-33 1月につき
A6 D234	通所型独自業務継続計画未策定減算/312日割		日割の場合	1単位減算	-1	-1 1日につき
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算	1月につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算	1日につき
A6 6135	通所型独自サービス同一建物減算/31	事業所と同一の建物に居住する又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		376単位減算	-376 1月につき
A6 6136	通所型独自サービス同一建物減算/32		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)		752単位減算	-752 1月につき
A6 5632	通所型独自送迎減算/3	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47 片道につき
A6 5030	通所型独自生活上グループ活動加算/3	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100
A6 6139	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/3	ハ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240
A6 6130	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/3	ニ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50
A6 5023	通所型独自サービス栄養改善加算/3	ホ 栄養改善加算			200単位加算	200
A6 5024	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/3	ヘ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150
A6 5031	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/3	ヘ 口腔機能向上加算	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160
A6 6330	通所型独自一体的サービス提供加算/3	ト 一体的サービス強化加算			480単位加算	480
A6 6031	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/31	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	88単位加算	88 1月につき
A6 6032	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/32		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	176単位加算	176
A6 6137	通所型独自サービス提供体制強化Ⅱ/31		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	72単位加算	72
A6 6138	通所型独自サービス提供体制強化Ⅱ/32		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	144単位加算	144
A6 6133	通所型独自サービス提供体制強化Ⅲ/31		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	24単位加算	24
A6 6134	通所型独自サービス提供体制強化Ⅲ/32		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	48単位加算	48
A6 4021	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/3	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(3)月に1回を限度	100単位加算	100
A6 4022	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/3	リ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200
A6 6220	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/3	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(6)月に1回を限度	20単位加算	20 1回につき
A6 6221	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/3	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(6)月に1回を限度	5単位加算	5 1回につき
A6 6331	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/3	ル 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40 1月につき
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 21	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の111/1000加算		
A6 6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 21	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の120/1000加算		
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 11	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の109/1000加算		
A6 6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 11	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の118/1000加算		
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 1	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)イ 所定単位数の99/1000加算		
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 1	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)イ 所定単位数の83/1000加算		
A6 6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 12	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の117/1000加算		
A6 6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 22	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の127/1000加算		
A6 6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 12	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の115/1000加算		
A6 6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 22	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の125/1000加算		
A6 6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 2	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)イ 所定単位数の105/1000加算		
A6 6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 2	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)イ 所定単位数の89/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
A6 8007	通所型独自サービス/311・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,672単位	定員超過の場合 × 70%	1,170 1月につき
A6 8008	通所型独自サービス/311日割・定超		日割の場合	55単位		39 1日につき
A6 8017	通所型独自サービス/312・定超		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,368単位		2,358 1月につき
A6 8018	通所型独自サービス/312日割・定超		日割の場合	111単位		78 1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
A6 9007	通所型独自サービス/311・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,672単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,170 1月につき
A6 9008	通所型独自サービス/311日割・欠		日割の場合	55単位		39 1日につき
A6 9017	通所型独自サービス/312・欠		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,368単位		2,358 1月につき
A6 9018	通所型独自サービス/312日割・欠		日割の場合	111単位		78 1日につき

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」は通所型サービスのすべてのパターンで使用するサービスコードのため、サービスコードは共通となります

※事業所が送迎を行わない場合については、項目「1311」を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、項目「1321」を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色又は赤字→変更
- ・灰色→廃止

小樽市共生型通所型サービス(独自)サービスコード表(小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱通所型サービス費(2)の(2)自立訓練事業所が行う場合×95%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	1411	通所型独自サービス/411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798 × 95%	1,708単位
A6	1412	通所型独自サービス/411日割		1,708単位	1月につき
A6	1421	通所型独自サービス/412		3,621 × 95%	3,440単位
A6	1422	通所型独自サービス/412日割		3,440単位	1月につき
A6	C241	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	17単位減算	-17
A6	C242	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/411日割		1単位減算	-1
A6	C243	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/412		34単位減算	-34
A6	C244	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/412日割		1単位減算	-1
A6	D241	通所型独自業務継続計画未策定減算/411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	17単位減算	-17
A6	D242	通所型独自業務継続計画未策定減算/411日割		1単位減算	-1
A6	D243	通所型独自業務継続計画未策定減算/412		34単位減算	-34
A6	D244	通所型独自業務継続計画未策定減算/412日割		1単位減算	-1
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	1日につき
A6	6145	通所型独自サービス同一建物減算/41	事業所と同一の建物に居住する又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用) 376単位減算
A6	6146	通所型独自サービス同一建物減算/42			事業対象者・要支援2(週2回程度利用) 752単位減算
A6	5642	通所型独自送迎減算/4	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算
A6	5040	通所型独自生活上グループ活動加算/4	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算
A6	6149	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/4	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算
A6	6140	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/4	ニ 栄養アセスメント加算		50単位加算
A6	5033	通所型独自サービス栄養改善加算/4	ホ 栄養改善加算		200単位加算
A6	5034	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/4	ヘ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算
A6	5041	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/4		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算
A6	6340	通所型独自一体的サービス提供加算/4	ト 一体的サービス強化加算		480単位加算
A6	6041	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/41	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用) 88単位加算
A6	6042	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/42			事業対象者・要支援2(週2回程度利用) 176単位加算
A6	6147	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/41		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用) 72単位加算
A6	6148	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/42			事業対象者・要支援2(週2回程度利用) 144単位加算
A6	6143	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/41		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用) 24単位加算
A6	6144	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/42			事業対象者・要支援2(週2回程度利用) 48単位加算
A6	4031	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/4	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(3)月に1回を限度) 100単位加算
A6	4032	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/4		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算
A6	6230	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/4	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(6)月に1回を限度) 20単位加算
A6	6231	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/4		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(6)月に1回を限度) 5単位加算
A6	6341	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/4	ル 科学的介護推進体制加算		40単位加算
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の111/1000加算
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の120/1000加算
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の109/1000加算
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の118/1000加算
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)イ 所定単位数の99/1000加算
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)イ 所定単位数の83/1000加算
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の117/1000加算
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の127/1000加算
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の115/1000加算
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の125/1000加算
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)イ 所定単位数の105/1000加算
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)イ 所定単位数の89/1000加算

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	8021	通所型独自サービス/411・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,708単位	1,196
A6	定して	通所型独自サービス/411日割・定超		56単位	39
A6	8031	通所型独自サービス/412・定超		3,440単位	2,408
A6	8032	通所型独自サービス/412日割・定超		113単位	79

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	9021	通所型独自サービス/411・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,708単位	1,196
A6	9022	通所型独自サービス/411日割・欠		56単位	39
A6	9031	通所型独自サービス/412・欠		3,440単位	2,408
A6	、支給限度額管理の対象外の算定項目			113単位	79

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」、は通所型サービスのすべてのパターンで使用するサービスコードのため、サービスコードは共通となります

※事業所が送迎を行わない場合については、項目「1411」を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、項目「1421」を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

小樽市共生型通所型サービス(独自)サービスコード表(小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱通所型サービス費(2)の(3)児童発達支援、放課後デイが行う場合×90%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
A6 1511	通所型独自サービス/511	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)1,618単位	1,798 × 90%	1,618単位	1,618 1月につき
A6 1512	通所型独自サービス/511日割		日割の場合	53単位	53	53 1日につき
A6 1521	通所型独自サービス/512	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)3,259単位	3,621 × 90%	3,259単位	3,259 1月につき
A6 1522	通所型独自サービス/512日割		日割の場合	107単位	107	107 1日につき
A6 C251	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/511	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)		16単位減算	-16 1月につき
A6 C252	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/511日割		日割の場合	1単位減算	-1	-1 1日につき
A6 C253	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/512	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)		32単位減算	-32 1月につき
A6 C254	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/512日割		日割の場合	1単位減算	-1	-1 1日につき
A6 D251	通所型独自業務継続計画未策定減算/511	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)		16単位減算	-16 1月につき
A6 D252	通所型独自業務継続計画未策定減算/511日割		日割の場合	1単位減算	-1	-1 1日につき
A6 D253	通所型独自業務継続計画未策定減算/512	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)		32単位減算	-32 1月につき
A6 D254	通所型独自業務継続計画未策定減算/512日割		日割の場合	1単位減算	-1	-1 1日につき
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算	1月につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算	1日につき
A6 6155	通所型独自サービス同一建物減算/51	事業所と同一の建物に居住する又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	376単位減算	-376 1月につき
A6 6156	通所型独自サービス同一建物減算/52		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	752単位減算	-752	-752 1月につき
A6 5652	通所型独自送迎減算/5	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47 片道につき
A6 5050	通所型独自生活上グループ活動加算/5	ロ 生活上グループ活動加算			100単位加算	100
A6 6159	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/5	ハ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240
A6 6150	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/5	ニ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50
A6 5043	通所型独自サービス栄養改善加算/5	ホ 栄養改善加算			200単位加算	200
A6 5044	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/5	ヘ 口腔機能向上加算 (1)口腔機能向上加算(Ⅰ)			150単位加算	150
A6 5051	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/5	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)			160単位加算	160
A6 6350	通所型独自一体的サービス提供加算/5	ト 一体的サービス強化加算			480単位加算	480
A6 6051	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/51	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	88単位加算	88 1月につき
A6 6052	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/52		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	176単位加算	176
A6 6157	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/51		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	72単位加算	72
A6 6158	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/52		(4)サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	144単位加算	144
A6 6153	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/51		(5)サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	24単位加算	24
A6 6154	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/52		(6)サービス提供体制強化加算(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	48単位加算	48
A6 4041	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/5	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(3)月に1回を限度	100単位加算	100
A6 4042	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/5		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200
A6 6240	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/5	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(6)月に1回を限度	20単位加算	20 1回につき
A6 6241	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/5		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(6)月に1回を限度	5単位加算	5
A6 6351	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/5	ル 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40 1月につき
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の111/1000加算		
A6 6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の120/1000加算			
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の109/1000加算			
A6 6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の118/1000加算			
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)イ 所定単位数の99/1000加算			
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)イ 所定単位数の83/1000加算			
A6 6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12	利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の117/1000加算			
A6 6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の127/1000加算			
A6 6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の115/1000加算			
A6 6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の125/1000加算			
A6 6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)イ 所定単位数の105/1000加算			
A6 6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)イ 所定単位数の89/1000加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
A6 8024	通所型独自サービス/511・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,618単位	定員超過の場合 × 70%	1,133 1月につき
A6 8025	通所型独自サービス/511日割・定超		53単位	37 1日につき		
A6 8034	通所型独自サービス/512・定超		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,259単位		2,281 1月につき
A6 8035	通所型独自サービス/512日割・定超		107単位	75 1日につき		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
A6 9024	通所型独自サービス/511・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,618単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,133 1月につき
A6 9025	通所型独自サービス/511日割・欠		53単位	37 1日につき		
A6 9034	通所型独自サービス/512・欠		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,259単位		2,281 1月につき
A6 9035	通所型独自サービス/512日割・欠		107単位	75 1日につき		

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、

「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」、は通所型サービスのすべてのパターンで使用するサービスコードのため、サービスコードは共通となります

※事業所が送迎を行わない場合については、項目「1511」を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、項目「1521」を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止